

**中国側の減税リスト
 産品特定原産地規則整理表**

項目	産品特定原産地規則
3	<p>その他の魚(生きているものに限る)、その他の魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)、その他の魚(冷凍したものに限るとし、名前が列挙されているものを除く)、その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る)</p> <p>養殖産品であれば、卵または稚魚から育成し、かつ下記に列挙する規定を満たしている: (1)魚類の品種がサンゴ礁魚類(タマカイ及び各種ハタを含む)であれば、稚魚の重量は150グラム/匹未満で、かつ台湾での飼育期間が6カ月を超えなければならない (2)その他の品種であれば、稚魚の重量は50グラム/匹未満で、かつ台湾での飼育期間が6カ月を超えなければならない。 養殖産品であれば、卵または稚魚から育成し、かつ下記に列挙する規定を満たしている: (1)魚類の品種がサンゴ礁魚類(タマカイ及び各種ハタを含む)であれば、稚魚の重量は150グラム/匹未満で、かつ台湾での飼育期間が6カ月を超えなければならない (2)その他の品種であれば、稚魚の重量は50グラム/匹未満で、かつ台湾での飼育期間が6カ月を超えなければならない。</p>
4	<p>食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く)</p> <p>輸出側が自然状態、または未加工状態から獲得したものに限る</p>
6	<p>生鮮のらん</p> <p>他の類からの変更</p>
7	<p>エノキタケ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)</p> <p>他の類からの変更</p>
8	<p>バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る)、オレンジ(生鮮のもの及び乾燥したものに限る)、レモン及びライム(生鮮のもの及び乾燥したものに限る)、メロン(生鮮のもの)、ドラゴンフルーツ</p> <p>他の類からの変更</p>
9	<p>緑茶、ウーロン茶、紅茶</p> <p>輸出側が栽培した植物から獲得したものに限る</p>
25	<p>セメント</p> <p>他の項からの変更</p>
27	<p>石油製品</p> <p>他の項からの変更</p>
28	<p>炭素(カーボンブラック及びその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く)</p> <p>他の項からの変更</p>
29	<p>石化原料</p> <p>他の項からの変更</p>
32	<p>染料、顔料、ペイント及びインキ</p> <p>他の項からの変更</p>
32	<p>二酸化チタン</p> <p>他の項からの変更、ただし第28.23項からの変更は除く</p>
34	<p>界面活性剤:非イオン系の有機界面活性剤</p> <p>他の項からの変更、または域内原産割合40%以上</p>
35	<p>膠着剤又は接着剤</p> <p>他の項からの変更</p>
38	<p>混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン</p> <p>他の項からの変更</p>
39	<p>PP、SAN、PS、EVA、アクリル重合体、その他のポリエステル、樹脂、シリコーン(一次製品に限る)、プラスチック製製品</p> <p>他の項からの変更</p>
39	<p>エチレン-プロピレンの重合体(一次製品に限るものとし、含まれるプロピレン単体の重量がエチレン単体を超えるものに限る)</p> <p>他の項からの変更、かつ域内原産割合45%以上</p>

40	ゴム、ゴム製の空気タイヤ(自転車に使用する種類のものに限る)	他の項からの変更
	タイヤ	他の項からの変更、かつ域内原産割合40%以上
42	トランク、スーツケース	他の項からの変更
52	綿糸、綿織物、綿と合成繊維の混紡織物	他の項からの変更
54	人造繊維の糸	他の類からの変更
	合成繊維の織物	他の項からの変更
55	その他の合成繊維の短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く)、その他の再生繊維又は半合成繊維の短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く)、単糸(再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限るとし、縫糸及び小売用にしたものを除く)	他の類からの変更
	再生繊維織物、合成繊維の短繊維の糸、合成繊維の短繊維の綾織り物、綿と合成繊維の混紡の綾織り物	他の項からの変更
56	人造繊維の充てん料、不織布、綱、ケーブル、網地	他の項からの変更
58	綿製のコール天、チュール及びその他の網地、細幅織物	他の類からの変更
	ししゅう布(モチーフを含むものとし、人造繊維製のものに限る)	他の項からの変更
59	イミテーションレザー、特殊織物類	他の類からの変更
60-62	メリヤス編み織物、メリヤス編み衣料品、水着、靴下、衣類附属品、綾織りの衣料品、肌着、フットカバー、サスペンダー、非着物の帯(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)、衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)、衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)	他の類からの変更
63	毛布、タオル	他の類からの変更
63	清掃用の布	他の類からの変更、かつ域内原産割合40%以上
64	履物	他の類からの変更
70	LCD用ガラス、自動車用部分品、ガラス繊維	他の項からの変更
72	鉄鋼、ステンレス鋼	他の項からの変更
72	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のものに限る)、鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のものに限る)、鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、厚さが0.5ミリメートル未満のものに限る)	他の項からの変更、ただし第72.08項からの変更は除く

	銅、銅のはく	他の項からの変更
74	銅のはく(プリント基板の製造に適するもの)、銅のはく(その他の精製銅のものとし、裏張りしてあるものに限る)	他の項からの変更、または域内原産割合40%以上
	アルミニウム及びその製品	他の項からの変更
76	アルミニウムのはく(更に加工したものを除き、補強材により裏張りしてないものに限る)、アルミニウムのはく(その他の補強材により裏張りしてないものに限る)	他の項からの変更、または域内原産割合40%以上
81	アルミニウムの板	他の項からの変更
82	手工具	他の類からの変更
84	流体伝動装置、ポンプ、圧縮機及びファン、エアコンディショナー、熱処理装置、ロール機、ろ過機、その他の機械、昇降機、機械の部分品、模具、弁、軸受	他の項からの変更
84	その他の飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(第84類に他に列挙していないものとし)、昇降機、紡織機械、ゴム加工機、プラスチック加工機	他の項からの変更、かつ域内原産割合40%以上
84	窓用ファン(出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る)、その他のファン(出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る)	他の項からの変更、または域内原産割合45%以上
84	紙処理機械、製紙機、印刷機、洗浄用、漂白用又は染色用の機械、紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械、第84.51項目に他に列挙していないその他の機械、その他のミシン(自動式のもの)	他の号からの変更、かつ域内原産割合50%以上
84	工作物保持具、油圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁	他の項からの変更、かつ域内原産割合50%以上
84	横旋盤(数値制御式のものとし、金属切削用のものに限る)、その他の旋盤(数値制御式のものとし、金属切削用のものに限る)	他の項からの変更、かつ域内原産割合50%以上(注：本項の原産地特定規則は2016年1月1日から「他の項からの変更、域内原産割合50%以上、かつ数値制御システムは一方または双方が加工生産したもので、ならびに第853710号の関連標準に適合しなければならない」に調整する)
84	その他のボール盤(数値制御式のものとし、金属用のものに限る)、平面研削盤(数値制御式のものとし、軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに限る)、ラップ盤、金切り盤及び切断機(金属用のものに限る)、鍛造機及びダイスタンピングマシン並びにハンマー(数値制御式のものに限る)、その他の機械プレス	他の項からの変更、かつ域内原産割合50%以上。(注：本項の原産地特定規則は2014年1月1日から「他の項からの変更、域内原産割合50%以上、かつ数値制御システムは一方または双方が加工生産したもので、ならびに第853710号の関連標準に適合しなければならない」に調整する)
84	機械用のその他の部分品、その他のミシンの部分品	他の項からの変更、または域内原産割合40%以上
85	モーター、電動機、永久磁石、視聴用機器、電子管、通信設備、電線・ケーブル	他の項からの変更
85	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品、第85.12項に列挙する装置の部分品	他の項からの変更、または域内原産割合40%以上

85	照明用機器(自動車に使用する種類のものに限る)、その他のテレビジョンカメラ(特殊用途のものを除く)	他の項からの変更、かつ域内原産割合40%以上
85	小型家電製品	他の号からの変更、かつ域内原産割合45%以上
85	その他のはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器、その他の電子管	域内原産割合50%以上
85	プログラム可能制御器、その他の数値制御用の機器	他の項からの変更、かつ域内原産割合50%以上
87	自転車、自転車(部分品)	他の項からの変更、かつ域内原産割合40%以上
87	自動車の部分品、原動機を有しない自転車のその他の部分品	他の項からの変更、かつ域内原産割合50%以上
90	光学用品、医療用機材、運動器材、ボタン	他の項からの変更
	その他の名前が列挙されていない測定用又は検査用の機器及びその他の機器	他の号からの変更、かつ域内原産割合50%以上